

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健法による保健指導等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、母子保健法による保健指導等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人プライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健法に基づく各種事業における個人情報の取扱いについて、紛失・漏えい防止のため、データの持ち出し禁止、施錠可能な書庫等にて保管するなどの措置を講じている。また、受付業務や訪問指導事務の一部を外部に委託しているが、委託先による個人情報等の厳格な管理対策を重点において対応を行っている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による保健指導等に関する事務
②事務の概要	妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付、出生通知書の受理、妊産婦及び新生児の訪問指導、養育医療の給付、乳幼児の健康診査、母子の保健指導を行う。
③システムの名称	保健システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル 庁内連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表の70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条(母子保健法関係)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び第2条表の95の項、96の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の95、96の項及び第97条、第98条(母子保健法関係) <情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び第2条表において第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による保健指導等に関する情報」が含まれる項(42、80、95、125の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の 42項関係: 第44条(生活保護法関係) 80項関係: 第82条(災害対策基本法関係) 95項関係: 第97条(母子保健法関係) 125項関係: 第127条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康政策部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大森地域健康課 〒143-0015 東京都大田区大森西1-12-1 03-5764-0661 調布地域健康課 〒145-0067 東京都大田区雪谷大塚町4-6 03-3726-4145 蒲田地域健康課 〒144-0053 東京都大田区蒲田本町2-1-1 03-5713-1701 糎谷・羽田地域健康課 〒144-0033 東京都大田区東糎谷1-21-15 03-3743-4161 健康づくり課 〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1661 ※請求先担当課は、住所地管轄及び事務主管により異なる。
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康政策部健康づくり課 〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1661
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報入手後、確実に施錠可能な保管庫に情報を保管する等、ミスが発生しないような対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報保管庫には、開錠・施錠の状態が一目で分かるように工夫が施されており、施錠漏れ・紛失等が発生しない対策が講じられている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	Iその他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない(しきい値判定の再実 施)
令和7年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 2..取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	Iその他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない(しきい値判定の再実 施)